

枚方市小中学校体育館空調設備整備DB0事業

実施方針

令和4年5月17日

(令和4年7月22日更新)

枚方市

目次

1. 本事業の実施に関する事項	- 1 -
1.1. 事業内容に関する事項	- 1 -
1.1.1. 事業名	- 1 -
1.1.2. 公共施設等の管理者の名称	- 1 -
1.1.3. 事業の目的	- 1 -
1.1.4. 事業の内容	- 1 -
1.1.5. 法令等の遵守	- 2 -
1.1.6. 実施方針の変更	- 2 -
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	- 3 -
2.1. 事業者の募集及び選定方法	- 3 -
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	- 3 -
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	- 3 -
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	- 3 -
2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件	- 5 -
2.3.1. 応募者の構成等	- 5 -
2.3.2. 代表企業の選定	- 5 -
2.3.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件	- 6 -
2.3.4. 構成企業の制限	- 7 -
2.3.5. 地域貢献への配慮事項	- 8 -
2.3.6. 入札参加資格の喪失に伴う構成企業の変更	- 8 -
2.4. 審査及び選定に関する事項	- 8 -
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的な考え方	- 8 -
2.4.2. 審査の方法	- 8 -
2.4.3. 提案審査書類の取り扱い	- 9 -
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 9 -
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	- 9 -
3.2. 予想されるリスクと責任分担	- 9 -
3.3. 事業の実施状況の監視	- 9 -
3.3.1. 提供されるサービスの水準	- 9 -
3.3.2. 事業者による業務品質の確保	- 9 -
3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング	- 10 -
3.3.4. モニタリング結果に対する措置	- 10 -
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 10 -
4.1. 施設の概要	- 10 -
4.1.1. 対象となる施設	- 10 -
4.1.2. 対象となる施設の立地条件	- 10 -

4.2. その他、主要な事業要件の概要.....	- 10 -
4.2.1. 空調設備の熱源の種別	- 10 -
4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担	- 10 -
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 10 -
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	- 10 -
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 11 -
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 11 -
6.3. その他	- 11 -
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	- 11 -
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	- 11 -
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	- 11 -
7.2.1. 交付金及び地方債.....	- 11 -
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	- 11 -
8. その他事業の実施に関し必要な事項	- 11 -
8.1. 議会の議決及び本契約について.....	- 11 -
8.2. 情報提供.....	- 12 -
8.3. 本事業において使用する言語等.....	- 12 -
8.4. 応募に伴う費用負担.....	- 12 -
8.5. SPC（特別目的会社）に関する事項	- 12 -
8.6. 問合せ先.....	- 12 -
別添資料 1	- 13 -
別添資料 2	- 14 -
別添資料 3	- 16 -
別添資料 4	- 19 -
様式 1	- 21 -
様式 2	- 22 -

【用語の定義】

本実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

用語	定義
事業者	市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者をいう。
空調設備	冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。
対象校	空調設備を設置する小中学校 62 校をいう。
更新	劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。
DBO 方式	市が資金調達を行い、事業者が設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、事業期間中における維持管理業務を行う方式をいう。
構成企業	本事業を実施するにあたり構成されるグループの各事業者のことをいう。
代表企業	構成企業を代表する企業をいう。

1. 本事業の実施に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

枚方市小中学校体育館空調設備整備 DBO 事業（以下、「本事業」という。）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

枚方市長 伏見隆

1.1.3. 事業の目的

本事業は、枚方市（以下、「市」という。）内の市立小中学校における夏季の体育教育環境の向上及び児童生徒の熱中症予防対策、また避難所としての環境改善を目的に、体育館へ空調設備を導入するにあたって、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担の軽減を図るために本事業を DBO（Design-Build-Operate）方式にて実施する。

1.1.4. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う DBO 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2040 年（令和 22 年）3 月 31 日までとする。

(3) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュールは次のとおりとする（施工に係る具体的なスケジュールは、事業者の提案によるものとし、契約後に各学校との調整が必要になる）。

事業契約締結	2023 年(令和 5 年)3 月	
設計・ 施工期間	中学校	事業契約締結日 ～2023 年(令和 5 年)11 月 30 日 (約 8 ヶ月間)
	小学校	事業契約締結日 ～2024 年(令和 6 年) 8 月 24 日 (約 1 年 5 ヶ月間)
維持管理期間	中学校	2023 年(令和 5 年)12 月 1 日 ～2039 年(令和 21 年) 3 月 31 日 (15 年 4 ヶ月)
	小学校	2024 年(令和 6 年)8 月 25 日 ～2040 年(令和 22 年) 3 月 31 日 (約 15 年 7 ヶ月)

※中学校について、モデル校（サダ中学校 1 校）を先行して設計・施工し、令和 5 年 6 月 30 日までに引渡し、令和 5 年 7 月 1 日から維持管理を行うものとする。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書において示す。

a) 設計業務

- ア 空調設備の設計業務
- イ その他、付随する業務

b) 施工業務

- ア 空調設備の施工業務
- イ その他、付随する業務

c) 工事監理業務

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ その他、付随する業務

d) 維持管理業務

- ア 空調設備の維持管理業務
- イ その他、付随する業務

(5) 支払い条件

本事業における各業務の対価の支払いは、以下のとおりである。

ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、業務完了後に事業者を支払う。

ただし、市は予算の範囲内において事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る費用を契約締結後、前払金として事業者を支払う。なお、事業者は保証事業会社と、工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、前記の前払金を請求することができる。

イ 市は、事業者が実施する維持管理業務の対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う。

(6) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約書に定める空調設備の性能（以下、「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

1.1.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

1.1.6. 実施方針の変更

実施方針の公表後における事業者からの質問、意見又は市内部での検討を踏まえて、実施方針は入札公告までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合、速やかにその内容を市のホームページに掲載し、公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による、総合評価一般競争入札により行う。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

事業者の募集・選定スケジュール（予定）

2022 年度 (令和 4 年度)	5 月 17 日（火）	実施方針及び要求水準書(案)の公表
	5 月 26 日（木）	図書の貸与申込受付締切
	6 月 4 日（土）	第 1 回現地見学会（詳細提案校）の開催
	6 月 10 日（金）	実施方針等への質問等の受付締切
	6 月 24 日（金）	実施方針等への質問等に対する回答公表
	9 月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
	9 月中旬～下旬	第 2 回現地見学会の開催
	10 月上旬	入札説明書等に関する質問受付締切
	10 月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	11 月上旬	入札参加資格審査書類の受付締切
	11 月下旬	入札参加資格審査結果の通知
	12 月上旬	入札及び提案書の受付締切
	1 月上旬	提案書に関する事業者プレゼン等実施
	1 月中旬	落札者の決定及び公表
	2 月中旬	事業仮契約締結
	3 月上旬	事業契約締結

※詳細提案校・・・サダ中学校、第三中学校、小倉小学校の 3 校

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 図書の貸与

第 1 回現地見学会に先立ち、本事業における事業者の選定にあたり設計等の詳細な提案を求める対象校（以下「詳細提案校」という。）の参考図書、及び要求水準書（案）においてデータ配布となっているものを貸与する。なお、詳細は別添資料 1 を参照すること。なお、詳細提案校以外の参考図書等については、入札説明書において示す。

(2) 第 1 回現地見学会の開催

本事業の詳細提案校を対象とした、第 1 回現地見学会を開催する。

なお、第 1 回現地見学会に関する詳細な内容について別添資料 2 を参照すること。

(3) 実施方針等に関する質問等の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：2022年（令和4年）5月17日（火）

～2022年（令和4年）6月10日（金）17時

イ 受付方法：実施方針等に関する質問・意見書（様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより提出すること。なお、受付期間外の質問については回答しない。

ウ 電子メールで質問を送付後、「8.6 問合せ先」まで質問・意見書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は月曜日～金曜日午前9時00分～午後5時30分とする。

(4) 実施方針等に関する質問等に対する回答

実施方針等に関する質問等に対する回答は、公開とする。2022年（令和4年）6月24日（金）に、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(5) 入札公告・入札説明書等の公表

入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）、その他必要な文書（以下「入札説明書等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

(6) 第2回現地見学会の開催

本事業の対象校について第2回現地見学会を開催する。

第2回現地見学会に関する具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書に示す。

(7) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法等は入札説明書に示す。

(8) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の公表方法等は入札説明書に示す。

(9) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出すること。

なお、参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において示す。

入札説明書に基づき入札参加資格の審査を行う。審査の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知する。

(10) 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札書、提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、入札説明書で示す。

(11) 提案書に関するプレゼンテーション実施等

提案書に関するプレゼンテーションの実施及びヒアリング等を行う。

(12) 落札者の決定及び公表

市は、価格と技術力を総合して市にとって最も有利となる事業者を落札者として決定し、通知するとともに、市のホームページ等に掲載し、公表する。

(13) 事業契約締結

市は、落札者との間で事業仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件

2.3.1. 応募者の構成等

自主結成の共同企業体を組む場合の結成条件及び応募者の構成は、次のア～オのとおりとする。

ア 共同企業体を結成する場合の結成条件としては、全構成員数は2者以上、最大で4者とし、構成員は担当ごとでそれぞれ最大で、設計を担当する者1者、施工を担当する者1者、工事監理を担当する者1者、維持管理を担当する者1者とする。

イ 応募者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業、空調設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

エ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

オ 応募者の構成企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

2.3.2. 代表企業の選定

応募者は、入札への応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めるものとする。

2.3.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件

応募者のすべての構成企業は、参加表明書の提出の締切日において「枚方市競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

(1) 「設計業務」を行う者の要件

設計業務を行う企業においては、下記の要件を満たすこと。

- ア 委託業務（建設コンサルタント等）の「建築設計」の業種で本市の入札参加資格登録を受けていること。
- イ 設計業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく技術者が配置可能であり、同法に基づく一級建築士事務所であること。
- ウ 管理技術者として直接雇用する「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- エ 過去 15 年以内に、空調設備工事に係る設計業務の元請として実績を有していること。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

施工業務を行う企業においては、下記の要件を満たすこと。

- ア 建設工事の「管工事」の業種で本市の入札参加資格登録を受けていること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が市内業者は 650 点、準市内業者は 750 点、その他業者は 750 点以上あること。
- エ 配置技術者として、管工事の監理技術者資格者証所持者を配置できること。
- オ 過去 15 年以内に、空調設備工事で 1 億円以上の元請としての施工実績を有すること。なお、JVとしての施工実績の場合は、出資比率で乗じた金額が上記条件を満たすこと。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を行う企業においては、下記の要件を満たすこと。

- ア 委託業務（建設コンサルタント等）の「建築設計」の業種で本市の入札参加資格登録を受けていること。
- イ 工事監理業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく技術者が配置可能であり、同法に基づく一級建築士事務所であること。
- ウ 工事監理業務を行うに当たって、建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ直接雇用する者を配置できること。
- エ 過去 15 年以内に、空調設備工事に係る工事監理業務の元請として実績を有していること。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

維持管理業務を行う企業においては、下記の要件を満たすこと。

- ア 委託業務（その他委託）の「その他保守点検」の業種で本市の入札参加資格登録を受けていること。
- イ 維持管理業務を行うにあたって、選択した設置機器での運用に必要なとなる資格（例：空調設備の容量等により、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者）を持つ直接雇用する業務責任者を人員も含め適正に配置できること。

2.3.4. 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 参加表明書の提出の締切の日において地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加表明書の提出の締切の日において枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成 25 年要綱第 40 号）に基づく一般競争入札への参加の停止又は指名停止の措置を受けている者
- ウ 参加表明書の提出の締切の日において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続き開始の申立をしている者又は申立てをなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、除く）。
- エ 参加表明書の提出の締切の日において、平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による再生手続き開始の申立をしている者又は申立てをなされている者（ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、除く）。
- オ 参加表明書の提出の締切の日において枚方市公共工事等暴力団排除設置要綱（平成 25 年枚方市要綱第 66 号）に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例 45 号）第 8 条の規定による措置を受けている者
- カ 参加表明書の提出の締切の日において天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに市税を滞納している者。
- キ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していない者（ただし、各保険について法令で除外されている場合を除く）
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号
- ・株式会社 日建設計総合研究所 大阪オフィス 大阪市中央区今橋 4 丁目 3 番 18 号
- ・弁護士法人 関西法律特許事務所 大阪市中央区北浜 2 丁目 5 番 23 号

2.3.5. 地域貢献への配慮事項

構成企業等には、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、応募者が提出した提案書にあたって、地域貢献への配慮に係る評価の詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準において示す。

2.3.6. 入札参加資格の喪失に伴う構成企業の変更

構成企業の変更は、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を喪失し、かつ、入札締切日までに本市が指定する書類の到着があった場合を除き、認めない。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的な考え方

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者で構成する小中学校体育館空調設備整備 DBO 事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。審査会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査会の審査をもとに落札候補者を決定する。

2.4.2. 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

市は、応募者からの参加表明書及び入札参加資格審査書類をもとに、参加資格要件を満たしているかについて確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

審査会は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等並びに入札価格について、応募者から提出された提案書類等を総合評価方式により審査する。

(3) 落札候補者の選定

審査会は、提案内容評価及び価格評価の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い事業者を落札候補者として選定する。

(4) 落札者の決定

市は、審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 落札結果の公表

市は、落札者を決定した場合、応募者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページに掲載し、公表する。

2.4.3. 提案審査書類の取り扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市が枚方市情報公開条例（平成 29 年条例第 40 号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工・工事監理・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料 3「リスク分担表（案）」によるものとし、具体的内容については、実施方針に対する質問を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

3.3. 事業の実施状況の監視

3.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべきサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

3.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る水準を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が指示するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書において定める。

3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理及び維持管理の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、事業契約書において定める。

3.3.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工・工事監理及び維持管理の各業務の水準がサービス水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書に定める。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 施設の概要

4.1.1. 対象となる施設

現時点で市が整備を予定する枚方市立小中学校の体育館は 62 棟とする。

なお、本事業の対象校及び所在地等は別添資料 4「本事業の対象校一覧」を参照すること。

4.1.2. 対象となる施設の立地条件

対象校ごとの施設の配置等については、入札説明書等に示す。

4.2. その他、主要な事業要件の概要

4.2.1. 空調設備の熱源の種別

空調設備の運転に必要となる熱源の種別については、都市ガスとする。

4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備の運転に必要となる光熱水費については市が負担する。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

6.3. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債

本事業において、市は「地方債」発行を想定している。

事業者は、地方債申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決及び本契約について

事業契約の締結に関する議案は、2023年（令和5年）3月定例会議会に提案する予定としている。議決があったときは、本契約とする。

8.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。
枚方市ホームページ：<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045322.html>

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8.5. SPC（特別目的会社）に関する事項

本事業を遂行するためのSPC（特別目的会社）の設立は任意とするが、SPCの設立費及び運営費は市の予定価格に含めておらず、事業者の負担とする。

SPCを設立する場合の応募者の構成等についても、「2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載する条件を適用するものとする。この場合の「2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件」の適用においては、「共同企業体」を「特別目的会社」に読み替えるものとする。

8.6. 問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

枚方市 都市整備部 施設整備室 施設計画課
住 所：〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目9-15 （枚方市役所分館3階）
電 話：072-841-1486（直通） 担当者：宮木、坂井
ホームページアドレス：<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045322.html>
電子メールアドレス：shisetsukeikaku@city.hirakata.osaka.jp

別添資料 1

図書の貸与について

実施方針2.2.2 (1) に基づく図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1. 貸与する図書

詳細提案校に関する情報提供等のため、詳細提案校に関する以下の参考図書、及び要求水準書(案)においてデータ配布となっているものを次のとおり希望者に貸与する。

○参考図書 ((詳)は詳細提案校に関するもの、(全)は対象校全体に関するもの)

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・平面図 (詳) | ・災害浸水等資料(HP公表場所案内) (全) |
| ・配置図 (詳) | ・学校調査資料 (詳) |
| ・ガス管図面 (詳) | ・電気図面 (詳) |
| ・受電容量光熱費 (全) | ・体育館竣工図 (詳) |
| ・他案件工事情報 (全) | |
| ・地中埋設管位置図 (詳) | |

2. 申込手続

(1) 申込期間

令和4年5月17日(火) から令和4年5月26日(木) 午後5時30分まで

(2) 申込方法

図書の貸与を希望する企業は、「参考図書の貸与申込書(様式2)」を市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール(ファイル添付)にて提出する(押印なし)こと。なお、メール件名には「参考図書貸与に関する申込(会社名)」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

図書の貸与申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込先は8.6に示す「実施方針等に関する問合せ先」に行うこと。

3. 受取及び返却

(1) 受取期間

令和4年5月18日(水) から令和4年5月31日(火)

貸出時間：土日祝を除く午前9時～午後5時30分(正午～午後0時45分を除く)まで

(2) 受取方法

「参考図書の貸与申込書(様式2)」に押印のうえ、8.6に示す「実施方針等に関する問合せ先」窓口を訪問し、当該押印済申込書を提出すること。

市は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行う。なお、訪問にあたっては、事前に市に訪問予定時刻について連絡し、調整したうえで、約束した時刻に訪問すること。

(3) 返却日

貸与された図書は令和4年6月6日(月)午後5時30分までに前記窓口に戻却すること。なお、本事業に応募しない場合など、参考図書が不要となった場合は速やかに同窓口に戻却すること。

別添資料2

第1回現地見学会の実施概要及び留意事項

実施方針 2.2.2(2)に基づく第1回現地見学会（詳細提案校）は、以下のとおり実施する。
また、入札公告後に行う第2回現地見学会では、本事業の対象校全校の見学時間を設ける予定である。なお、第2回現地見学会の詳細については、入札説明書等において示す。

1. 現地見学対象校及び開催日時

現地見学対象校	所在地	開催日	集合時間
サダ中学校	枚方市出口5丁目40-1	令和4年6月4日（土）	申込受付後、申込者と市で調整し決定する。
小倉小学校	枚方市小倉町29-1		
第三中学校	枚方市養父東町1-5		

2. 見学方法

- ・見学会の当日は、指定された対象校に指定時刻に集合し、見学を開始する。
- ・指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。
- ・見学時間は、各学校1時間以内とする。
- ・各学校で受け入れることができる参加者は、原則1社あたり3名までとする。

3. 見学箇所

体育館、体育館周り、分電盤、ガス供給の状況等を見学対象とする。

4. 参加申込方法

(1) 参加申込方法

第1回現地見学会への参加を希望する企業は、「第1回現地見学会（詳細提案校）参加申込書（様式3）」を市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和4年5月26日（木）午後5時30分までに、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メール件名には「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込は8.6に示す「実施方針等に関する問合せ先」に行うこと。

(2) 申込書の記入方法

「第1回現地見学会（詳細提案校）参加申込書（様式3）」には、申込企業の担当者1名（当日連絡が取れる方）の連絡先等を記入し、各学校の見学会への参加者等を明記すること。

5. 現地見学当日の留意事項

- ・指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。なお、集合場所は正門とする。
- ・乗用車で来校する場合は、1社あたり原則1台とし、指定された場所に駐車すること。駐車希望が多数の場合は駐車可否、見学日時等変更する場合がある。
- ・学校敷地内は全面禁煙となっている。
- ・見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校教職員から身分証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- ・見学時に必要なものは各自用意すること（上履き等）。原則、室内は土足厳禁となっている。
- ・見学にあたって市又は学校教職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- ・現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童生徒や教職員を含む撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- ・当日、校庭開放等により運動場等にて団体等が活動している場合がある。
- ・資料を配布しないため、必要に応じて市のホームページに掲載している実施方針等を持参すること。
- ・質疑等の時間は設けない。また、学校教職員にも質疑等を行うことを禁止する。なお、現地見学による質問等がある場合には、別途、「実施方針等に関する質問・意見書（様式1）」に記入し、実施方針等に関する質問及び意見の受付期間に提出すること。

別添資料3

リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
8		業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	
政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2		
社会リスク	住民対応 リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境 リスク	12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
		第三者賠償 リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	
14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償		○		
不可抗力リスク		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		17	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動 リスク	18	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○ ※4	○ ※4
		19	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○ ※4	○ ※4

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		20	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		21	事業者が実施した測量、調査の結果、既存建築物の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	22	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	23	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加 リスク	24	事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		25	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延 リスク	26	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		27	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
	施設、設備損傷 リスク	28	施工により施設又は空調設備が損傷した場合		○
工事監理リスク		29	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		30	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

■維持管理段階で発現したリスク

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	業務水準未達 リスク	31	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	32	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		33	空調設備の通常劣化等による性能の低下		○
	施設、設備 瑕疵リスク	34	事業期間中に、本事業の施工により施設又は空調設備の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費 増加リスク	35	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		36	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
施設、設備 損傷リスク	37	市の責めにより施設又は空調設備が損傷した場合	○ ※5		
	38	事業者の責めにより施設又は空調設備が損傷した場合		○	
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	39	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		40	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		41	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加		○ ※6
事業期間終了時の性能リスク		42	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者を支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書において示す。
- ※4 物価変動等により一定程度の下降または上昇があった場合、費用の調整を行う。詳細な調整方法については、事業契約書において示す。
- ※5 「市の責めにより空調設備が損傷した場合」には、市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※6 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

別添資料 4

本事業の対象校一覧

■小学校 (43校)

No.	学校名	所在地	都市ガス引込の有無
1	枚方小学校	枚方市枚方上之町9番21号	有
2	枚方第二小学校	枚方市田宮本町11番1号	有
3	サダ小学校	枚方市北中振2丁目11番21号	有
4	香里小学校	枚方市香里ヶ丘10丁目5番地の2	有
5	開成小学校	枚方市香里ヶ丘2丁目5番地	有
6	五常小学校	枚方市香里ヶ丘6丁目9番地	有
7	春日小学校	枚方市高田2丁目15番10号	有
8	桜丘小学校	枚方市村野本町30番1号	有
9	山田小学校	枚方市甲斐田町1番27号	有
10	明倫小学校	枚方市中宮西之町10番6号	有
11	殿山第一小学校	枚方市上野1丁目6番5号	有
12	殿山第二小学校	枚方市養父丘2丁目7番53号	有
13	樟葉小学校	枚方市南楠葉2丁目40番6号	有
14	津田小学校	枚方市津田西町1丁目33番1号	有
15	菅原小学校	枚方市藤阪中町13番1号	有
16	氷室小学校	枚方市尊延寺3丁目1番38号	無
17	山之上小学校	枚方市山之上1丁目32番1号	有
18	牧野小学校	枚方市上島東町4番18号	有
19	交北小学校	枚方市交北2丁目30番5号	有
20	香陽小学校	枚方市香里ヶ丘11丁目36番1号	有
21	招提小学校	枚方市招提東町2丁目2番8号	無
22	中宮小学校	枚方市中宮山戸町22番3号	無
23	小倉小学校	枚方市小倉町29番1号	有
24	樟葉南小学校	枚方市楠葉美咲1丁目25番1号	有
25	磯島小学校	枚方市磯島北町3番1号	無
26	サダ西小学校	枚方市出口6丁目20番1号	無
27	樟葉西小学校	枚方市楠葉並木1丁目11番1号	有
28	田口山小学校	枚方市田口山3丁目10番1号	有
29	西牧野小学校	枚方市西牧野2丁目1番1号	無
30	川越小学校	枚方市釈尊寺町30番1号	有
31	サダ東小学校	枚方市翠香園町30番1号	無
32	桜丘北小学校	枚方市星丘4丁目31番1号	有
33	津田南小学校	枚方市津田西町3丁目10番1号	有
34	樟葉北小学校	枚方市楠葉野田3丁目13番1号	有
35	船橋小学校	枚方市東山1丁目68番地	有
36	菅原東小学校	枚方市藤阪東町3丁目10番1号	有
37	山田東小学校	枚方市田口3丁目16番1号	有
38	藤阪小学校	枚方市藤阪南町1丁目40番1号	有
39	平野小学校	枚方市招提中町1丁目53番1号	有
40	長尾小学校	枚方市長尾北町3丁目3番2号	有
41	東香里小学校	枚方市東香里南町44番1号	有
42	伊加賀小学校	枚方市伊加賀西町53番1号	有
43	西長尾小学校	枚方市長尾西町2丁目45番1号	有

■ 中学校 (19校)

No.	学校名	所在地	都市ガス引込の有無
44	第一中学校	枚方市渚東町2番1号	有
45	第二中学校	枚方市香里園東之町20番26号	有
46	第三中学校	枚方市養父東町1番5号	有
47	第四中学校	枚方市香里ヶ丘5丁目3番地の2	有
48	津田中学校	枚方市津田北町1丁目32番1号	無
49	枚方中学校	枚方市西田宮町19番1号	有
50	中宮中学校	枚方市堂山1丁目2番6号	有
51	招提中学校	枚方市招提東町2丁目1番12号	有
52	楠葉中学校	枚方市楠葉丘2丁目12番1号	有
53	楠葉西中学校	枚方市西船橋2丁目43番1号	無
54	東香里中学校	枚方市東香里3丁目37番1号	有
55	長尾中学校	枚方市長尾北町3丁目3番1号	有
56	杉中学校	枚方市杉4丁目1番1号	有
57	山田中学校	枚方市交北2丁目28番1号	有
58	渚西中学校	枚方市渚西3丁目25番1号	有
59	桜丘中学校	枚方市桜丘町65番1号	有
60	サダ中学校	枚方市出口5丁目40番1号	有
61	招提北中学校	枚方市招提北町2丁目35番1号	有
62	長尾西中学校	枚方市長尾谷町1丁目73番地の1	有

様式 1

下記は様式見本です。別途市ホームページから Microsoft Excel®ファイルダウンロードして入力してください。

(様式 1)

令和 4 年 月 日

実施方針等に関する質問・意見書

「枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問・意見事項がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

〈実施方針等に関する質問・意見〉

No	種別	資料名	頁	章	項	目	項目名	内容
例	質問	実施方針	6	2.2.3	(3)	ア	●●●	実施方針「6頁 2.3.3 (3) ア」の内容についての質問事項がある場合には左記のように記入してください。
1								
2								
3								
4								
5								

※本様式については、Microsoft Excel®形式で提出してください。（本ファイルを利用してください。）

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入してください。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加してください。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないでください。

様式2

下記は様式見本です。別途市ホームページから Microsoft Excel®ファイルダウンロードして入力してください。

(様式2)

令和 4 年 月 日

枚 方 市 長

所在地

商号又は名称

代表者職名・氏名

印

参考図書の貸与申込書

令和4年5月17日付けで実施方針等の公表がありました「枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業」に係る標記の参考図書について、貸与を申し込みます。

	日付	時間帯 (午前・午後どちらかを選択)
受取予定日	月 日	

※受取予定日として、土日祝を除く希望の日付 (5月18日 (水) から5月31日 (火) までの間) をご記入ください

なお、貸与にあたっては下記のとおり誓約いたします。

記

第1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業の入札の参加を検討する目的 (以下「本目的」という) のためにのみ本資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために本資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者 (以下「代理人等」という) に対し、本資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2 (秘密の保持)

- 1 当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。
- 2 本資料の全部又は一部を開示を受けた代理人等は、当社と同じく本資料を秘密として保持します。

第3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、当社及び代理人等が本事業の入札に応じない場合及び入札に応じ落札者とならなかった場合であっても、存続するものとします。

第4 (本資料の返還)

受領した本データは、市の定める返却方法に従い、令和4年6月6日 (月) 午後5時30分までに、市に返還します。

第5 (損害賠償)

前4項に違反し、市又は第三者に損害が発生し、かかる損害が賠償の対象となる場合は、その損害を賠償します。

(連絡担当者)

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※事前申し込み時にはMicrosoft Excel®形式で提出してください。(押印不要・本ファイルを利用してください)

※受領時には押印済み本様式を持参してください。

	CD-R番号	貸与日	貸与確認者	返却確認日	返却確認者
市処理欄					

様式 3

下記は様式見本です。別途市ホームページから Microsoft Excel®ファイルダウンロードして入力してください。

(様式 3)

令和 4 年 月 日

第 1 回現地見学会（詳細提案校）参加申込書

枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業に関する第 1 回現地見学会（詳細提案校）へ次のとおり参加を申し込みます。

会社名	
会社所在地	

(参加者)

	参加者氏名	参加者所属	現地見学会		
			小倉小学校	第三中学校	サダ中学校
1					
2					
3					
4					
5					

※参加者は1企業、1校あたり各3名以内としてください。

(駐車場利用の有無)

駐車場利用	
-------	--

※駐車可能台数は1企業、1台です。

(担当者連絡先)

担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※ 本様式については、Microsoft Excel®形式で提出してください。（本ファイルを利用してください。）

※ 本様式は各企業単位で提出してください。なお、「担当者氏名欄」に記載された方は見学会当日に名刺を提出してください。

※ 現地見学会の詳細については実施方針 別添資料 2 を参照してください。